

環 政 第 9 3 5 号
令 和 元 年 8 月 6 日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

石川県知事 谷 本 正 憲

(仮称) 輪島ウィンドファームに係る環境影響評価方法書に
対する環境保全の見地からの意見について

平成31年3月1日に電源開発株式会社から送付のあった標記環境影響評価
方法書について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の7の規定によ
り、別紙のとおり意見を述べます。

事務担当
生活環境部環境政策課
環境管理グループ
電話 076-225-1463

電源開発株式会社（仮称）輪島ウィンドファームに係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、環境保全の見地から審査した結果、以下の事項を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載すること。

記

1 全般的事項

(1) 事業計画及び工事計画の決定状況

計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）に対しては、風車の位置・規模、配置・構造等の決定にあたって、影響を受けるおそれのある環境要素を調査・予測し、その結果を総合的に評価する旨を意見したところであるが、方法書には風車 21 基の位置が示されたものの、風車の位置以外の工事中道路、送電線等の付帯設備、造成による土地の改変箇所等の事項が示されていない状態である。

このため、風車の位置以外の事業計画及び工事計画（以下「事業計画等」という。）の作成にあたっては、輪島市と十分協議を行うとともに、調査、予測及び評価を適切に行うこと。

また、風車の位置が変更となる場合は、根拠を具体的に示すとともに、事業計画に適切に反映すること。

(2) 国の基準、地域の状況に沿った環境影響評価

本事業の実施による環境影響を回避又は十分に低減するため、環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価を行うにあたっては、「主務省令（平成 10 年通商産業省令第 54 号）」及び「発電所に係る環境影響評価の手引（平成 31 年 3 月経済産業省）」に従って実施すること。

特に、調査期間及び調査回数は、調査、予測及び評価の信頼性に影響を及ぼすこととなるため、これらに従って、適切に設定すること。

また、調査地点、予測地点及び予測対象時期等は、地域特性及び知見の信頼性の程度等を十分検討して選定すること。

(3) 住民理解

事業の実施にあたっては、周辺地域の住民の理解が不可欠であるところ、関係市町から、引き続き住民に分かりやすい説明や丁寧な対応の実施が求められているところである。

このため、住民の立場に立った平易な表現や写真、図表を用いた説明会を随時開催し、住民の理解の醸成を図るとともに、住民から聴取した意見を事業計画に適切に反映する等、住民の不安の払拭に向け、丁寧に説明及び対応すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

工事及び工事関係車両の走行等に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等による環境への影響が懸念されるため、資機材の運搬経路周辺を含め土地利用の状況を正確に調査し、住民等の生活環境への影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すこと。

また、粉じん等における調査・予測・評価の対象は、車両の走行に伴う影響を確認するため、浮遊粒子状物質（SPM）の追加を検討すること。

(2) 騒音、超低周波音、振動

ア 建設機械の稼働・資機材の搬出入

工事及び工事関係車両の走行等に伴う騒音、振動による環境への影響が懸念されるため、資機材の運搬経路周辺を含め土地利用の状況を正確に調査し、住民等の生活環境への影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すこと。

イ 施設の稼働

対象事業実施区域及びその周辺は静穏な環境であることから、評価にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針（平成29年5月26日環境省）」に従い、地域の状況を踏まえた環境保全目標を設定すること。

(3) 水環境

ア 対象事業実施区域の下流域には、簡易水道や飲料水供給施設が多く存在しているほか、農業用水の確保に苦慮している地区も多いことから、土地の改変等による水質や水量の確保への影響のおそれがあるため、集水域ごとに水質と土質の調査地点及び予測地点を設けること。

イ 降雨時における調査は、降雨の状況により水の濁りが変化すると想定されることから複数回行うこと。

(4) 地形・地質

ア 対象事業実施区域及びその周辺には複数の土砂災害危険箇所等が存在し、土砂の流出による動植物・生態系への影響のおそれがあることから、影響を回避・低減するための措置を講じること。

イ 対象事業実施区域には、文化財保護法の重要文化的景観である大沢・上大沢地区が含まれるほか、対象事業実施区域及びその周辺には埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性があることから、市教育委員会と協議して必要な調査を実施し、その結果を示すこと。

(5) 風車の影

施設の稼働に伴う風車の影（シャドーフリッカー）が生じる範囲を綿密に検討し、住宅や農地等に影が極力掛からないような風車の配置計画とすること。

(6) 動物・植物

ア 造成等の施工及び地形の改変

動物、植物の調査については、地域の状況に精通した専門家の助言を得ながら、対象事業実施区域及びその周辺を網羅した調査地点と踏査ルートを設定すること。また、改変区域が決定した際には、その周辺を含め、動物及び植物の調査を丁寧に行うこと。

イ 施設の存在及び稼働

鳥類や哺乳類（コウモリ）の風車の羽への衝突と、鳥類の渡りの移動経路の障壁への影響を把握するための調査地点が網羅されていないため、地域の状況に精通した専門家の助言を得ながら、必要な調査地点を追加すること。なお、コウモリの種の判別のための調査方法を検討すること。

(7) 生態系

風車の稼働の影響を受ける注目種については、上空を飛翔するコウモリが考えられるが、現地調査の結果を踏まえ、適切に選定すること。

(8) 景 観

文化財保護法の重要文化的景観である大沢・上大沢地区や、国道 249 号から 2km 以内の範囲の輪島市景観計画景観形成重要地域、鴨ヶ浦・竜ヶ崎灯台周辺

を含めた眺望点については、フォトモンタージュを作成したうえで、輪島市と十分協議し、事業計画に適切に反映すること。

なお、フォトモンタージュの作成地点については、輪島市と協議を行い設定すること。

また、フォトモンタージュの作成にあたっては、住民にわかりやすいものとなるよう鉄塔、電線等も含めたものとし、近景・中景・遠景ごとに予測及び評価すること。

(9) 人と自然との触れ合いの活動の場

文化財保護法の重要文化的景観である大沢・上大沢地区を含めた人と自然との触れ合いの活動の場については、利用状況の聞き取り調査を行い、その結果を踏まえて事業計画へ適切に反映し、影響を回避又は十分に低減すること。

(10) 廃棄物等

建設工事等に伴って発生する廃棄物及び残土については、発生抑制に努めるとともに、廃棄物の種類及び発生量、最終処分量、再生利用量、中間処理量並びに地域の廃棄物処理に与える影響を予測及び評価すること。